

株 主 各 位

証券コード 6023
平成27年 6 月 10 日

大阪市北区大淀中一丁目 1 番30号
ダイハツディーゼル株式会社
取締役社長 原 田 猛

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年 6 月 25 日(木曜日)午後 5 時 30 分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月 26 日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目 1 番30号
梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室
※会場を前年と変更しております。ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第55期(平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期(平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役13名選任の件
- 第 4 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 5 号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第 6 号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dhtd.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事 業 報 告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融政策による円安・株高を背景に、企業収益や雇用情勢に改善の動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調にあるものの、世界経済においては新興諸国における経済成長の減速、欧州経済の停滞や地政学的リスクなどもあり、依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社の主要な販売先である造船・海運業界につきましては、昨年の世界の新造船竣工量は6,444万2千総トンと前年比で8.6%の減少となり、新造船受注量についても8,258万2千総トンと前年比で20%減少いたしました。一部の船種で活発な商談が見られるものの、全体には供給過剰の状態は解消されておらず、本格的な新造船の需要回復にはしばらく時間がかかるものと思われます。

このような企業環境下において、市場ニーズにマッチした「新商品の投入」と、「ブランドシェアの拡大」、「顧客満足度の向上」を目標に掲げ、積極的な事業展開を進めてまいりました。

「新商品の投入」につきましては、船用デュアルフューエル機関「6DE28DF」を開発し、昨年10月に船級協会（日本海事協会 等）の立会のもと本機関の型式承認試験ならびにIMO（国際海事機関）のNOx 第三次規制の鑑定試験を完了し、所要の性能等を満足していることを確認いたしました。デュアルフューエル機関は、ガス燃料モードとディーゼル液体燃料モードのそれぞれで運転が可能となります。ガス燃料モード運転では、SOx やPM の排出はほとんどなく、CO2の排出についてはディーゼル機関に比べて23%程度の削減が可能です。さらに超希薄燃焼技術によりSCR（選択触媒還元法脱硝装置）等の後処理装置をつけることなくIMOのNOx 第三次規制をクリアすることが可能となります。今後は、市場のニーズに合わせて気筒数展開を実施し、本機関のラインアップを進める予定であり、船主殿・造船所殿との協調のもと、ガス燃料船の実現に向けて一層努めてまいります。

「ブランドシェアの拡大」につきましては、世界の造船各社に対するライセンス機関を含めたダイハツブランド機関の販売活動を積極的に進めております。

「顧客満足度の向上」につきましては、当社製品の品質向上に徹底して取り組むとともに、世界規模でのサービスネットワークを活用したサービス活動の充実を図り、今後も世界中のお客様に適切なサービスを供給してまいります。また、品質保証機能の向上に取り組む、一層の顧客満足度向上に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は62,304百万円（前期比8.2%増）となり、営業利益は4,689百万円（前期比5.7%減）、経常利益は4,736百万円（前期比3.9%減）、当期純利益は3,004百万円（前期比9.5%増）となりました。
当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

<内燃機関部門>

イ) 船用機関関連

主力の発電用補機関を中心に販売台数が増加したことに加え、メンテナンス関連売上が増加したこと等により売上高は52,303百万円（前期比14.4%増）、セグメント利益は6,752百万円（前期比1.6%増）となりました。

ロ) 陸用機関関連

国内向けを中心に販売台数が減少したこと等により売上高は7,742百万円（前期比17.9%減）、セグメント利益は294百万円（前期比38.2%減）となりました。

従いまして、当部門の売上高は部品販売、メンテナンス工事も含めて60,046百万円（前期比8.8%増）、セグメント利益は7,046百万円（前期比1.1%減）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、軽自動車業界において新車の生産販売が前年度より減少したことから売上高、セグメント利益とも減少となりました。

ロ) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも微減となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高は増加したものの、セグメント損失は拡大となりました。

従いまして、当部門の売上高は2,257百万円（前期比5.7%減）、セグメント利益は388百万円（前期比11.4%減）となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

期別 部門	第54期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第55期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	前 期 比 増減 (△) 額
内 燃 機 関 部 門			
舶用機関関連	45,736	52,303	6,567
陸用機関関連	9,434	7,742	△1,691
計	55,171	60,046	4,875
そ の 他 の 部 門	2,395	2,257	△137
合 計	57,566	62,304	4,738

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,732百万円であります。その主な内容は、当社において試運転設備の能力増強や、加工能力の増強のための五面加工機の新設や更新および合理化であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、米国経済の拡大や円安の定着による輸出の増加および国内生産活動の活発化、雇用環境の改善等もあり、緩やかな回復基調が続いておりますが、当社グループの主要マーケットである造船業界は、昨年の騒音規制前の駆け込み受注の反動等により新造船の受注が低位で推移するとみられ、当社グループを取り巻く環境は依然として不透明な状況が続くことが予想されます。そうした状況下、当社グループは事業改革を進め、市場環境の変化に適切に対応するとともに、事業領域の拡大を図ることにより、一層の収益を確保していくことが最大の課題と認識しております。さらに、今後ますます規制強化が見込まれる環境規制への対応商品や低燃費機関などの開発を進め、地球環境との調和を図ります。これらの経営課題に対応できる人材育成に全力を挙げて取り組み、企業として成長してまいりたいと考えております。

（５）財産および損益の状況

区 分	第52期 （平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで）	第53期 （平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで）	第54期 （平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで）	第55期 （平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）
売上高	57,728百万円	54,528百万円	57,566百万円	62,304百万円
経常利益	4,680百万円	2,826百万円	4,929百万円	4,736百万円
当期純利益	2,387百万円	2,271百万円	2,744百万円	3,004百万円
１株当たり当期純利益	75円00銭	71円35銭	86円22銭	94円37銭
総資産	67,877百万円	65,087百万円	73,657百万円	72,071百万円
純資産	24,382百万円	26,614百万円	28,843百万円	31,562百万円
１株当たり純資産	765円44銭	835円49銭	905円49銭	990円89銭

（注） １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、１株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

（６）重要な親会社および子会社の状況等

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイハツディーゼル 部品サービス株式会社	50百万円	100% (26%)	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル 東日本株式会社	30百万円	100% (5%)	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル 中日本株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル 四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル 西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
株式会社ダイテック	30百万円	100% (50%)	情報処理およびシステム開発
ディーエス商事株式会社	10百万円	94%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼル 梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.	S\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG £ 50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA), INC.	US\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO., LTD.	US\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

(注) 出資比率の()内の数字は間接所有割合(内数)であります。

③その他

当社は、昭和57年1月より、安慶中船柴油機有限公司(中国)および陝西柴油機重工有限公司(中国)に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 品 目
内燃機関部門 (舶用・陸用機関関連)	舶用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門 (産業機器・不動産賃貸・売電関連)	アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業

(8) 主要な営業所および工場

①当 社	本 社	大阪市北区	工 場	守山第一工場（滋賀県守山市）
	支 社	東京都中央区		守山第二工場（滋賀県守山市）
	支 店	仙台支店（仙台市）		
		名古屋支店（名古屋市）		
		四国支店（愛媛県今治市）		
		九州支店（福岡市）		

②子会社

会 社 名	所 在 地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼル中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼル四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼル西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
株式会社ダイテク	本社	大阪市北区
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
DAIHATSU DIESEL（ASIA PACIFIC）PTE. LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL（EUROPE）LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU DIESEL（AMERICA），INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL（SHANGHAI）CO., LTD.	本社	中国 上海

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,079名	27名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
838名	15名増	42.6歳	19.4年

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,419
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,967
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,092
農 林 中 央 金 庫	833
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	789

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株（1単位：1,000株）
(2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株（うち自己株式15,845株）
(3) 株主数 1,293名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	11,181	35.1
ビー・エイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ インタリシツカ オボチエティズ アンド	3,164	9.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,995	9.4
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	2,000	6.3
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	740	2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	670	2.1
株 式 会 社 り そ な 銀 行	590	1.9
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	335	1.1
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	320	1.0
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	300	0.9

（注）持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	古 川 興四郎		
取締役社長 (代表取締役)	原 田 猛		ダイハツディーゼル梅田シティ㈱ 代表取締役社長
専務取締役	岩 辺 裕 昭	艦艇事業推進室長、技術提携推進室・ アルミホイール部 統括	
専務取締役	木 下 茂 樹	C S 推進事業部長、販売統括部・船用 統括事業部・環境エネルギー統括事業 部 統括	
常務取締役	中 島 亮太郎	守山事業所長、工場企画部長、購買 部・守山工場 管掌	
常務取締役	合 田 修	管理統括部長、経営企画部・監査部 管掌	
常務取締役	山 下 正 文	船用統括事業部長、中国室長、東京支 社長、販売統括部・環境エネルギー統 括事業部 管掌	
常務取締役	佐 藤 和 利	技術第一部長、技術開発部・技術第二 部・開発実験部・品質保証統括本部 管掌	M D エン ジ ニ ア リ ン グ ㈱ 代表取締役社長 ディー・ディー・テクニカル㈱ 代表取締役社長
取 締 役	岡 内 崇	技術開発部長	
取 締 役	上 村 雄 一	経営企画部長	
取 締 役	中 野 等	技術提携推進室長、アルミホイール部 担当	
取 締 役	藤 田 敏 之	守山工場長、生産管理部長	
常勤監査役	山 田 秀 樹		
常勤監査役	森 久		
監 査 役	守 田 邦 彦		ダイハツ工業㈱常勤監査役
監 査 役	藤 原 隆 三		㈱メタルアート取締役
監 査 役	楢 野 隆 一		ダイハツ工業㈱グループC F 部 主査

(注) 監査役 守田邦彦氏、藤原隆三氏および楢野隆一氏は、社外監査役であり、うち藤原隆三氏は㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	12名	324百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	7名 (5名)	36百万円 (1百万円)
計	19名	360百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議による報酬限度額(会社法第361条第1項第1号)は、取締役(使用人兼務取締役の使用人給与相当額および下記第4項の役員賞与ならびに第5項の役員退職慰労金は含んでおりません。)年額250百万円、監査役年額50百万円であります。
3. 上記の支給人員および報酬等の額には、平成26年6月27日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。なお、事業年度末現在的人数は、取締役12名および監査役5名であります。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与として引当金を計上した次の金額を含んでおります。
- | | | |
|-----|-----|--------------------|
| 取締役 | 12名 | 56百万円 |
| 監査役 | 5名 | 3百万円(うち社外監査役 1百万円) |
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労金として引当金を計上した次の金額を含んでおります。
- | | | |
|-----|-----|--------------------|
| 取締役 | 12名 | 64百万円 |
| 監査役 | 7名 | 5百万円(うち社外監査役 0百万円) |
6. 上記の報酬等の額には、平成26年6月27日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として支給した次の金額を含んでおります。
- | | | |
|-----|----|--------------------|
| 監査役 | 2名 | 0百万円(うち社外監査役 0百万円) |
|-----|----|--------------------|
- なお、上記金額は、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額(監査役 0百万円)を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容
社外監査役	守 田 邦 彦	ダイハツ工業株式会社	常勤監査役
社外監査役	藤 原 隆 三	株式会社メタルアート	取 締 役
社外監査役	植 野 隆 一	ダイハツ工業株式会社	グループC F部主査

- (注) ダイハツ工業株式会社は、当社のその他の部門 産業機器関連のうち自動車用アルミホイールを同社に供給しており、製品販売等の取引関係にあります。また、株式会社メタルアートは、当社の内燃機関部門のうち内燃機関部品を同社より仕入れており、商品購入等の取引関係にあります。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	守 田 邦 彦	当期開催の取締役会に14回中9回出席、また当期開催の監査役会に13回中11回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。
社外監査役	藤 原 隆 三	平成26年6月の就任後に開催の取締役会に10回中7回出席、また同監査役会に10回中7回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。
社外監査役	檜 野 隆 一	平成26年6月の就任後に開催の取締役会に10回中9回出席、また同監査役会に10回中9回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社と社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、最近の状況に鑑み、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、適任者が見つからなかったため、その選任議案を株主総会に提案するに至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	32百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「内部統制監査に関するアドバイザー業務」を委託し、その対価を支払っております。
3. DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD. ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか審議いたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。
- なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は「社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願う」企業理念のもとに、「倫理行動基準」および「倫理行動指針」を制定して企業人として取るべき行動規範を示しており、取締役をはじめ全社員がこれを遵守することにより、健全な内部統制環境の醸成に努めます。
- ②業務執行に当たっては、取締役会のほか、様々な会議体で総合的に検討したうえで意思決定が行われますが、これらの会議体への付議事項は規定により定め、適切に運営します。
- ③法令等の遵守等を目的として設置している「コンプライアンス委員会」の機能を強化、拡充した「内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および監督を進めます。
- ④コンプライアンス意識の向上のため、階層別教育や職場研修を継続的に実施します。
- ⑤法令上疑義のある行為等コンプライアンスに係る問題に関しては、監査部門を通報先とする相談窓口「DDホットライン」を設置し、適切に運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規定、機密管理規定等の社内規定に従って、各担当部門が適切に保存および管理を行います。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、安全、環境、品質、財務などのリスクについては、それぞれの担当部門または内部統制委員会および各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、必要に応じ規則やガイドラインの制定やマニュアルの作成等を行い、管理します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定すると同時に、各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、全役付取締役により構成する経営会議を定期的に開催し、事業運営に関わる重要事項の意思決定を行います。
- ②将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を策定し、これを具体化するため各事業年度の年度方針と目標を設定します。担当取締役は、各部門方針と目標、権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、推進します。取締役社長は定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ改善を促します。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ各社に関しては、関係会社管理規定に基づき、関係会社管理制度を通じてこれらの内部統制活動の徹底を図ります。
- ② 当社グループ各社に内部統制推進責任者および担当者を置くとともに、内部統制委員会がグループ全体の内部統制を統括、推進する体制とします。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はいませんが、監査役会から要求があった場合には、原則として監査部門から人選することとし、監査役は該当者に対し必要な事項を命令することができることとします。また、その命令に関しては、取締役等の指揮命令を受けないものとし、該当者の人事異動および人事考課については監査役と取締役が協議することとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するとともに、当社および当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。
- ② 取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまた随時に、監査役に業務執行状況を報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ② 主要な取締役の会議体や内部統制、コンプライアンスに関わる委員会等には、監査役の出席を得ることとします。
- ③ 監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的あるいは随時の会合を通じて、監査の実効性を期します。

(注) 上記には、当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	52,830	流 動 負 債	24,323
現 金 及 び 預 金	23,299	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	10,384
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	16,325	電 子 記 録 債 務	1,948
た な 卸 資 産	9,382	短 期 借 入 金	4,355
繰 延 税 金 資 産	1,747	リ ー ス 債 務	234
そ の 他 金	2,091	未 払 法 人 税 等	815
貸 倒 引 当 金	△14	未 払 費 用	3,403
		賞 与 引 当 金	647
固 定 資 産	19,241	役 員 賞 与 引 当 金	60
有形固定資産	15,122	そ の 他	2,473
建 物 及 び 構 築 物	6,755		
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,178	固 定 負 債	16,186
土 地	3,085	長 期 借 入 金	6,492
建 設 仮 勘 定	458	リ ー ス 債 務	538
そ の 他	644	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,136
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	399
無形固定資産	605	そ の 他	2,619
投資その他の資産	3,513		
投 資 有 価 証 券	1,109	負 債 合 計	40,509
長 期 貸 付 金	3	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	1,894	株 主 資 本	31,528
そ の 他 金	520	資 本 金	2,434
貸 倒 引 当 金	△15	資 本 剰 余 金	2,170
		利 益 剰 余 金	26,933
		自 己 株 式	△10
		その他の包括利益累計額	15
		その他有価証券評価差額金	275
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4
		為 替 換 算 調 整 勘 定	69
		退職給付に係る調整累計額	△324
		少数株主持分	17
		純 資 産 合 計	31,562
資 産 合 計	72,071	負 債 及 び 純 資 産 合 計	72,071

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		62,304
売 上 原 価		46,895
売 上 総 利 益		15,409
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,720
営 業 利 益		4,689
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	54	
雑 益	193	248
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	140	
雑 損	60	200
経 常 利 益		4,736
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27	
受 取 保 険 金	104	
受 取 補 償 金	67	
そ の 他	1	200
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	49	
減 損 損 失	87	
そ の 他	1	138
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,798
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,460	
法 人 税 等 調 整 額	331	1,792
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,005
少 数 株 主 利 益		1
当 期 純 利 益		3,004

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	2,434	2,170	24,662	△8	29,258
会計方針の変更による累積的影響額			△478		△478
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,434	2,170	24,183	△8	28,780
当期変動額					
剰余金の配当			△254		△254
当期純利益			3,004		3,004
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,749	△1	2,748
当期末残高	2,434	2,170	26,933	△10	31,528

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	176	—	△34	△574	△431	16	28,843
会計方針の変更による累積的影響額							△478
会計方針の変更を反映した当期首残高	176	—	△34	△574	△431	16	28,365
当期変動額							
剰余金の配当							△254
当期純利益							3,004
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	98	△4	103	249	447	1	448
当期変動額合計	98	△4	103	249	447	1	3,196
当期末残高	275	△4	69	△324	15	17	31,562

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：12社

連結子会社の名称：

ダイハツディーゼル梅田シティ(株)、DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.、
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.、
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) , INC.、
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO., LTD.、
ダイハツディーゼル西日本(株)、ダイハツディーゼル四国(株)、ダイハツディーゼル中日本(株)、ディーエス商事(株)、ダイハツディーゼル東日本(株)、(株)ダイテク、ダイハツディーゼル部品サービス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称：

ディー・ディー・テクニカル(株)、MDエンジニアリング(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称：

(非連結子会社) ディー・ディー・テクニカル(株)、
MDエンジニアリング(株)

(関 連 会 社) DAIHATSU DIESEL ANQING IRONWORKS. CO., LTD.

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要でないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO., LTD. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

(a)満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。

(b)その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし一部の連結子会社は定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に充てるため、当社及び国内連結子会社の一部は役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異（5,741百万円）は15年による按分額を費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

③消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

退職給付に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が742百万円増加し、利益剰余金が478百万円減少しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が335百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が331百万円、その他有価証券評価差額金が12百万円、退職給付に係る調整累計額が△15百万円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

①建物及び構築物	： 1,003百万円
②機械装置及び運搬具	： 168百万円
③土地	： 1,577百万円
合	計： 2,749百万円

(2) 担保に係る債務

上記工場財団に係る資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額：35,027百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式：31,850,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

- ①決議：平成26年6月27日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：254百万円
- ④1株当たり配当額：8円
- ⑤基準日：平成26年3月31日
- ⑥効力発生日：平成26年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- ①決議：平成27年6月26日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：254百万円
- ④1株当たり配当額：8円
- ⑤基準日：平成27年3月31日
- ⑥効力発生日：平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用についてはその大部分を安全性の高い短期的な銀行預金等で運用しております。また資金調達につきましても、銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、売掛金の一部は、輸出に伴う外貨建てのものがあり、その為替変動リスクを軽減するため、一部については先物為替予約によってヘッジしております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	23,299	23,299	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,325	16,325	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	732	732	—
(4) 投資その他の資産			
その他（長期預金）	100	102	2
(5) 支払手形及び買掛金	(10,384)	(10,384)	—
(6) 電子記録債務	(1,948)	(1,948)	—
(7) 短期借入金	(3,375)	(3,375)	—
(8) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	(7,473)	(7,589)	(115)
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、為替予約の振当処理の対象とされている売掛金は、当該為替予約と一体として処理された額をもって評価しております。

- (3) 投資有価証券 その他有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 投資その他の資産 その他（長期預金）
この時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに(7) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期借入金（一年内返済予定を含む）
この時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
デリバティブの時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。
- (注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額377百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル他を有しております。なお、賃貸用オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	211	208
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	4, 116	4, 710

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて、適切な調整を行って算定しております。その他の不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等による金額であります。

（1株当たり情報に関する注記）

- 1株当たり純資産額： 990円89銭
- 1株当たり当期純利益： 94円37銭

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	49,815	流 動 負 債	26,450
現 金 及 び 預 金	19,379	支 払 手 形	3,552
受 取 手 形	1,240	電 子 記 録 債 務	1,948
売 掛 金	15,468	買 掛 金	6,567
仕 掛 材	9,232	短 期 借 入	3,375
原 材 料	66	1年以内返済予定の長期借入金	980
前 払 費 用	125	リ ー ス 債 務	230
繰 延 税 金 資 産	1,602	未 払 金	331
短 期 貸 付 金	1,050	未 払 法 人 税 等	422
そ の 他 の 引 当 金	1,654	未 払 費 用	3,200
	△5	前 受 り 金	401
		預 金	4,580
		賞 与 引 当 金	542
		役 員 賞 与 引 当 金	60
		そ の 他	255
固 定 資 産	15,402	固 定 負 債	12,996
有 形 固 定 資 産	10,581	長 期 借 入 金	6,492
建 物	2,057	リ ー ス 債 務	531
構 築 物	475	預 り 保 証 金	10
機 械 装 置	4,131	退 職 給 付 引 当 金	5,510
車 両 運 搬 具	22	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	351
工 具 器 具 備 品	618	資 産 除 去 債 務	100
土 地	2,818	負 債 合 計	39,446
建 設 仮 勘 定	457	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	584	株 主 資 本	25,504
ソ フ ト ウ ェ ア	578	資 本 金	2,434
そ の 他	6	資 本 剰 余 金	2,150
投 資 そ の 他 の 資 産	4,236	資 本 準 備 金	2,150
投 資 有 価 証 券	932	利 益 剰 余 金	20,929
関 係 会 社 株	1,361	利 益 準 備 金	221
長 期 貸 付 金	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,707
繰 延 税 金 資 産	1,708	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	120
そ の 他 の 引 当 金	238	特 別 償 却 積 立 金	62
	△8	別 途 積 立 金	17,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,523
		自 己 株	△10
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	266
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	270
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4
資 産 合 計	65,217	純 資 産 合 計	25,770
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	65,217

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		56,123
売 上 原 価		45,610
売 上 総 利 益		10,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,567
営 業 利 益		2,945
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	758	
雑 益	151	910
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	142	
雑 損	83	225
経 常 利 益		3,630
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	25	
受 取 保 険 金	104	
受 取 補 償 金	67	197
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	44	
そ の 他	0	45
税 引 前 当 期 純 利 益		3,782
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	845	
法 人 税 等 調 整 額	293	1,138
当 期 純 利 益		2,643

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
				固定資産 圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	2,434	2,150	221	114	74	14,500	4,108	19,018
会計方針の変更による累積的影響額							△478	△478
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,434	2,150	221	114	74	14,500	3,629	18,540
当期変動額								
剰余金の配当							△254	△254
別途積立金の積立						2,500	△2,500	—
特別償却積立金の取崩					△14		14	—
固定資産圧縮積立金の積立				13			△13	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△12			12	—
実効税率変更に伴う積立金の調整額				5	2		△8	—
当期純利益							2,643	2,643
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	6	△11	2,500	△105	2,388
当期末残高	2,434	2,150	221	120	62	17,000	3,523	20,929

	株主資本		評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△8	23, 594	174	—	174	23, 769
会計方針の変更による累積的影響額		△478				△478
会計方針の変更を反映した当期首残高	△8	23, 116	174	—	174	23, 290
当期変動額						
剰余金の配当		△254				△254
別途積立金の積立		—				—
特別償却積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
実効税率変更に伴う積立金の調整額		—				—
当期純利益		2, 643				2, 643
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			96	△4	92	92
当期変動額合計	△1	2, 387	96	△4	92	2, 479
当期末残高	△10	25, 504	270	△4	266	25, 770

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社および関連会社株式：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。

③その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異(5,741百万円)は、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準の適用

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が742百万円増加し、繰越利益剰余金が478百万円減少しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が311百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が323百万円、その他有価証券評価差額金が12百万円それぞれ増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

①建		物	： 1,003百万円	
②機	械	装	置	： 168百万円
③土		地	： 1,577百万円	
合			計	： 2,749百万円

(2) 担保に係る債務

上記工場財団の資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額：26,873百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権： 12,807百万円

(2) 短期金銭債務： 6,062百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引高および営業取引以外の取引高

(1) 売上高： 41,473百万円

(2) 仕入高： 5,310百万円

(3) 営業取引以外の取引高： 105百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式：15,845株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金の否認等であります。

また、評価性引当額は、501百万円であります。

なお、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ダイハツディーゼル 部品サービス㈱	直接 74.0%	グループ内 ファイナンス	資金の預かり (注2)	17	預り金	1,083
		間接 26.0%		利息の支払 (注2)	1	—	—
子会社	ダイハツディーゼル 東日本㈱	直接 95.0% 間接 5.0%	当社製品 の販売 グループ内 ファイナンス	製品の販売 (注1)	6,107	売掛金	2,759
				資金の預かり (注2)	131	預り金	1,023
				利息の支払 (注2)	0	—	—
子会社	ダイハツディーゼル 西日本㈱	直接 100.0%	当社製品 の販売 製品の購入	製品の販売 (注1)	4,797	売掛金	1,914
				製品の購入 (注2)	1,533	買掛金	660
子会社	ダイハツディーゼル 四国㈱	直接 100.0%	当社製品 の販売	製品の販売 (注1)	5,273	売掛金	960
子会社	ダイハツディーゼル 中日本㈱	直接 100.0%	当社製品 の販売	製品の販売 (注1)	4,817	売掛金	2,038
子会社	ダイハツディーゼル 梅田シティ㈱	直接 100.0%	資金の援助	資金の返済 (注3)	140	短期貸付金	1,050
				利息の受取 (注3)	17	—	—
子会社	DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	直接 100.0%	当社製品 の販売	製品の販売 (注1)	3,633	売掛金	1,111
子会社	DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO., LTD.	直接 100.0%	当社製品 の販売	製品の販売 (注1)	10,158	売掛金	1,582

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(注2) 各社からの預り金の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 下記の貸付金の利率は、市場金利を勘案して決定しており、期間及び返済方法は次のとおりであります。

なお、担保は受け入れておりません。

・ダイハツディーゼル梅田シティ㈱ 短期貸付金 期間1年・3ヶ月毎元金定額返済

(注4) 取引金額及び期末残高は消費税等を含みます。

2. 兄弟会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	ダイハツメタル(株)	直接 7.67%	材料の 購入	材料の購入 (注)	2,351	支払手形	524
						買掛金	177

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額： 809円52銭
2. 1株当たり当期純利益： 83円03銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣 田 壽 俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市 之 瀬 申 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 壽俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市之瀬 申 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、協議する他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

ダイハツディーゼル株式会社 監査役会

常勤監査役 山 田 秀 樹 ㊞

常勤監査役 森 久 ㊞

社外監査役 守 田 邦 彦 ㊞

社外監査役 藤 原 隆 三 ㊞

社外監査役 檜 野 隆 一 ㊞

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額254,673,240円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (新設) 第25条～第31条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (社外監査役との責任限定契約) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 第33条～第36条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 (取締役との責任限定契約) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 第26条～第32条 (現行どおり) 第5章 監査役および監査役会 (監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 第34条～第37条 (現行どおり)

第3号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）が任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	はら だ たけし 原 田 猛 (昭和25年2月23日生)	取締役社長 (代表取締役)	昭和48年5月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社取締役社長（現職） (重要な兼職の状況) ダイハツディーゼル梅田シティ㈱ 代表取締役社長	22,000株
2	いわ べ ひろ あき 岩 辺 裕 昭 (昭和27年2月9日生)	専務取締役 [担当] 艦艇事業推進室長、 技術提携推進室・アルミホール部 統括	昭和49年4月 ダイハツ自動車販売㈱ 入社 平成15年6月 ダイハツ工業㈱取締役 平成18年6月 同社執行役員 平成19年6月 同社取締役 平成21年6月 当社専務取締役（現職）	26,000株
3	きの した しげ き 木 下 茂 樹 (昭和29年10月28日生)	専務取締役 [担当] C S 推進事業部長、 販売統括部・舶用統括事業部・環境エネルギー統括事業部 統括	昭和52年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役（現職）	12,000株
4	なか じま りょうたろう 中 島 亮太郎 (昭和26年12月21日生)	常務取締役 [担当] 守山事業所長、工場企画部長、購買部・守山工場 管掌	昭和50年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役（現職）	13,000株
5	ごう だ おさむ 合 田 修 (昭和29年11月24日生)	常務取締役 [担当] 管理統括部長、経営企画部・監査部 管掌	昭和52年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役（現職）	15,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	やま した まさ ふみ 山下正文 (昭和28年3月22日生)	常務取締役 [担当] 舶用統括事業部長、 中国室長、東京支社 長、販売統括部・環 境エネルギー統括事 業部 管掌	昭和46年3月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役（現職）	10,000株
7	さ とう かず とし 佐藤和利 (昭和28年8月2日生)	常務取締役 [担当] 技術第一部長、技術 開 発 部 ・ 技 術 第 二 部 ・ 開 発 実 験 部 ・ 品 質保証統括本部 管 掌	昭和51年10月 当社入社 平成24年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役（現職） (重要な兼職の状況) MDエンジニアリング㈱ 代表取締役社長 ディー・ディー・テクニカル㈱ 代表取締役社長	13,000株
8	おか うち たかし 岡内 崇 (昭和26年5月15日生)	取締役 [担当] 技術開発部長	昭和50年10月 当社入社 平成20年6月 当社取締役（現職）	4,000株
9	うえ むら ゆう いち 上村雄一 (昭和35年11月22日生)	取締役 [担当] 経営企画部長	昭和60年4月 ㈱大和銀行（現 ㈱りそ な銀行）入行 平成14年5月 日本電産㈱入社 平成17年2月 ノーリツ鋼機㈱入社 平成18年6月 同社取締役 平成20年11月 ㈱濱田総業入社 平成20年11月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社入社 平成25年6月 当社取締役（現職）	5,000株
10	なか の ひとし 中野 等 (昭和30年11月8日生)	取締役 [担当] 技術提携推進室長、 アルミホイール部 担当	昭和54年4月 ダイハツ工業㈱入社 平成11年3月 同社第二技術部 組立生技室 室長 平成23年6月 同社滋賀工場長 平成25年6月 当社取締役（現職）	10,000株
11	ふじ た とし ゆき 藤田敏之 (昭和29年4月25日生)	取締役 [担当] 守山工場長、生産管 理部長	昭和52年4月 当社入社 平成26年6月 当社取締役（現職）	5,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
12 ※	さいとう たかし 齋 藤 隆 (昭和29年7月1日生)	—	昭和53年4月 三井物産㈱入社 平成17年4月 同社船舶海洋部長 平成20年7月 同社四国支店長 平成26年4月 当社入社 平成26年4月 当社船用統括事業部 理事（現職）	5,000株
13 ※	つだ たもん 津 田 多 聞 (昭和27年12月19日生)	—	昭和50年4月 ㈱住友銀行（現 ㈱三井 住友銀行）入行 昭和56年10月 アーサーアンダーセン 会計事務所入所 昭和60年3月 公認会計士登録 平成6年12月 センチュリー監査法人 （現 新日本有限責任監 査法人）社員 平成12年11月 監査法人太田昭和セン チュリー（現 新日本有 限責任監査法人）代表 社員 平成20年7月 新日本有限責任監査法 人シニアパートナー 平成24年7月 津田公認会計士事務所 代表（現職） （重要な兼職の状況） 津田公認会計士事務所 代表 ㈱テクノアソシエ 社外監査役 タツタ電線㈱ 社外取締役 新田ゼラチン㈱ 社外監査役	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 津田多聞氏は社外取締役候補者であります。
- なお、当社は津田多聞氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。
4. 津田多聞氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役ならびに社外監査役として会社経営に関与されており、また、公認会計士としての専門的見地から経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
5. 責任限定契約の内容と概要について
- 当社は、社外取締役候補者である津田多聞氏の選任が承認された場合、期待された役割を充分に発揮できるように責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 藤原隆三氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
すぎの やす ひこ 杉 野 安 彦 (昭和32年1月14日生)	昭和55年4月 (株)メタルアート入社 平成20年6月 同社執行役員 平成24年6月 同社取締役(現職)	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 杉野安彦氏は新任の社外監査役候補者であります。

なお、当社は杉野安彦氏が社外監査役に選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。

3. 杉野安彦氏につきましては、株式会社メタルアートの取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

4. 責任限定契約の内容と概要について

候補者杉野安彦氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額であります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます古川與四郎氏ならびに監査役を退任されます藤原隆三氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ふるかわけ よしろう 古 川 與四郎	平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 平成20年6月 当社取締役社長 平成23年6月 当社取締役会長（現職）
ふじわら りゅうぞう 藤 原 隆 三	平成26年6月 当社監査役（現職）

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末における取締役12名および監査役5名に対して、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額60百万円（取締役分56百万円、監査役分3百万円）を支給いたしたいと存じます。

（役員賞与金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

以 上

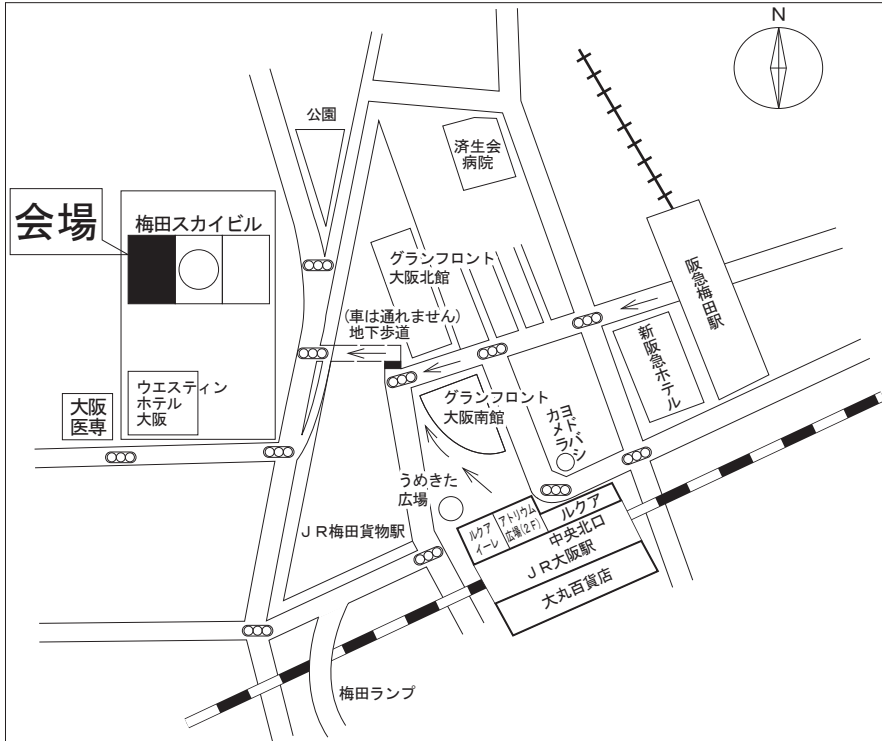
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室

JR「大阪駅・中央北口」、阪急「梅田駅」より徒歩15分



※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

ダイハツディーゼル株式会社

〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目1番30号

TEL. (06) 6454-2331